

平成21年度9月補正予算額一覧表

平成21年8月26日

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(248,396) 257,580	()	(248,396) 257,580	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	(1,924) 35,731	() 200	(1,924) 35,931
		災 害 復 旧	(12) 3,250	()	(12) 3,250
		国 直 轄	(3,921) 13,909	()	(3,921) 13,909
	C 国庫補助事業費	(7,109) 32,609	(8) 29,419	(7,117) 62,028	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(180,998) 225,025	()	(180,998) 225,025
		運 営 費	(23,463) 28,208	()	(23,463) 28,208
	E 単県行政施策費	(37,069) 91,618	(△ 86) 180	(36,983) 91,798	
	一般会計の計	(502,892) 687,930	(△ 78) 29,799	(502,814) 717,729	
	特別会計の計	300,737		300,737	
合 計	(502,892) 988,667	(△ 78) 29,799	(502,814) 1,018,466		
企業会計の計	12,022		12,022		

()は一般財源

平成21年度9月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
総 務 部	(203,984) 215,722	(11) △ 956	(203,995) 214,766
企 画 振 興 部	(7,315) 14,490	() 473	(7,315) 14,963
生 活 環 境 部	(4,901) 6,260	(3) 1,371	(4,904) 7,631
保 健 福 祉 部	(81,162) 95,085	(1) 26,008	(81,163) 121,093
産 業 労 働 部	(7,361) 21,183	() 48	(7,361) 21,231
農 林 水 産 部	(18,148) 44,170	(2) 1,730	(18,150) 45,900
土 木 部	(18,237) 78,399	(1) 1	(18,238) 78,400
警 察 本 部	(41,589) 46,286	() 10	(41,589) 46,296
教 育 委 員 会	(117,367) 163,501	(△ 96) 1,114	(117,271) 164,615
諸 局	(2,828) 2,834	()	(2,828) 2,834
合 計	(502,892) 687,930	(△ 78) 29,799	(502,814) 717,729

()は一般財源

平成21年度9月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	225,180		225,180
地方消費税清算金		36,193		36,193
地方譲与税		15,373		15,373
地方特例交付金		2,550		2,550
地方交付税		157,600		157,600
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		5,741		5,741
使用料及び手数料		10,282	2	10,284
国庫支出金		88,154	26,070	114,224
財産収入		2,498	241	2,739
寄附金		6		6
繰入金		22,112	4,643	26,755
諸収入		14,902	25	14,927
県	債	106,639	△ 1,182	105,457
合	計	687,930	29,799	717,729

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議	会 費	1,517		1,517
総	務 費	48,472	889	49,361
民	生 費	80,933	24,099	105,032
衛	生 費	14,307	1,908	16,215
労	働 費	11,744		11,744
農	林 水 産 業 費	43,405	1,730	45,135
商	工 費	9,262	48	9,310
土	木 費	77,311	1	77,312
警	察 費	46,286	10	46,296
教	育 費	173,734	1,114	174,848
災	害 復 旧 費	3,455		3,455
公	債 費	103,927		103,927
諸	支 出 金	73,377		73,377
予	備 費	200		200
合	計	687,930	29,799	717,729

生活環境保健福祉委員会資料

1. 平成21年9月定例会主要事項について	
(1) 平成21年度9月補正予算額	P. 1
(2) 岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例	P. 7
(3) 岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例	P. 9
(4) 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	P. 11
(5) 岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	P. 14
(6) 岡山県健康の森学園条例及び岡山県立特別支援学校設置条例の一部 を改正する条例	P. 17
(7) 岡山県安心こども基金条例の一部を改正する条例	P. 22
(8) 物品の取得について	P. 25
(9) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果について ・地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	P. 26
(10) 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況を説明する書類について ・地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	P. 32
2. 平成20年度介護保険の決算状況について	P. 38
3. 岡山県食育推進計画の見直しについて	P. 42
4. 岡山県食の安全・安心推進計画の見直しについて	P. 43
5. 第9回全国障害者スポーツ大会「トキめき新潟大会」への岡山県選手団派遣 について	P. 44

平成21年8月26日
保 健 福 祉 部

平成 21 年度 9 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(64,773,693) 68,549,408	()	()	(64,773,693) 68,549,408	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	()	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(4,146,799) 12,428,994	(1,015) 26,007,195	(1,015) 26,007,195	(4,147,814) 38,436,189	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(5,376,244) 5,639,973	()	()	(5,376,244) 5,639,973
		運 営 費	(1,502,083) 1,676,217	()	()	(1,502,083) 1,676,217
	E 単県行政施策費	(5,363,515) 6,790,801	(571) 571	(571) 571	(5,364,086) 6,791,372	
	一般会計の計		(81,162,334) 95,085,393	(1,586) 26,007,766	(1,586) 26,007,766	(81,163,920) 121,093,159
	特別会計の計		343,583			343,583
合 計		(81,162,334) 95,428,976	(1,586) 26,007,766	(1,586) 26,007,766	(81,163,920) 121,436,742	

()は一般財源

平成21年度 9月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	特別保育事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(86,133) 258,556	(952) 2,516,485	(952) 2,516,485
説明	<p>1. 安心子ども基金積立金 8,708 → 2,000,796 子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため、国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金等を「安心子ども基金」に追加積立するもの</p> <p>2. 安心子ども基金事業費 76,101 → 600,498 市町村及び事業者等が実施する保育サービス等の充実、地域の子育て支援の充実、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充などに必要な経費補助</p>		
分類	事項名	医療施設等施設整備費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	() 504,733	() 1,906,669	() 1,906,669
説明	<p>医療施設耐震化臨時特例基金積立金 0 → 1,906,669 未耐震の災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等の耐震化を促進するため、国から交付される医療施設耐震化臨時特例交付金を原資として県に造成する「医療施設耐震化臨時特例基金」に積み立てるもの</p>		

()は一般財源

平成21年度 9月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	看護師等確保・養成事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(226,375) 414,040	() 1,813	() 1,813
説明	第7次看護職員需給見通し策定事業 0 → 1,813 国からの受託により、平成22年度に策定を予定していた第7次看護職員需給見通しを前倒し実施するもの		
分類	事項名	福祉人材確保等推進事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(35,000) 129,004	() 21,577	() 21,577
説明	福祉・介護人材確保緊急支援事業 87,866 → 109,443 福祉・介護人材の確保のため、就労・定着、キャリアアップ等を支援する事業を実施するもの		
分類	事項名	社会福祉施設等耐震化等整備事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	()	(63) 2,682,643	(63) 2,682,643
説明	1. 社会福祉施設等耐震化等 0 → 2,392,069 臨時特例基金積立金 社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備を促進するため、国から交付される社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を原資として県に造成する「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」に積み立てるもの 2. 社会福祉施設等耐震化等整備費 0 → 290,574 社会福祉法人等が実施する社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備に必要な経費補助		

()は一般財源

平成21年度 9月補正予算額事項別一覽

(単位:千円)

分類	事項名	介護職員処遇改善・介護基盤整備事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	() 1,436,778	() 15,583,463	() 15,583,463
説明	<p>1. 介護職員処遇改善等臨時特例基金 10,505 → 7,420,401 積立金 介護職員の処遇改善を進めるため、国から交付される介護職員処遇改善等臨時特例交付金を「介護職員処遇改善等臨時特例基金」に追加積立てするもの</p> <p>2. 介護職員処遇改善臨時特例事業費 10,449 → 1,297,466 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成</p> <p>3. 施設開設準備経費助成事業費 0 → 463,200 円滑な施設開設のため、施設のハード整備と一体的に行う開設準備に対する助成</p> <p>4. 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 709,801 → 6,215,362 積立金 地域密着型の施設整備に係る既存の市町村交付金の拡充により介護拠点等を緊急に整備するため、国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」に追加積立てするもの</p> <p>5. 介護基盤緊急整備等事業費 706,023 → 1,623,812 地域密着型の施設整備に係る既存の市町村交付金の拡充により介護拠点を緊急に整備するとともに、既存施設のスプリンクラーの整備を行うもの</p>		
分類	事項名	障害者自立支援対策臨時特例事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	() 622,148	() 2,561,022	() 2,561,022
説明	<p>1. 障害者自立支援対策臨時特例基金 14,534 → 1,841,317 積立金 福祉・介護人材の処遇改善、事業者の新体系移行の促進等を図るため、国から交付される障害者自立支援対策臨時特例交付金を「障害者自立支援対策臨時特例基金」に追加積立てするもの</p> <p>2. 障害者自立支援対策臨時特例事業費 607,614 → 1,341,853 福祉・介護人材の処遇改善、事業者の新体系移行の促進等を行う事業に必要な経費補助</p>		

()は一般財源

平成21年度 9月補正予算額事項別一覽

(単位:千円)

分類	事項名	生活福祉資金貸付費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(22,103) 50,005	() 733,523	() 733,523
説明	<p>1. 生活福祉資金貸付費 27,406 → 686,540 生活福祉資金貸付事業の拡充に伴う貸付原資、欠損補てん積立金等の積み増し</p> <p>2. つなぎ資金貸付費 0 → 50,395 臨時特例つなぎ資金貸付原資等の新規積立て</p> <p>3. 住宅手当緊急特別措置費 0 → 23,994 住宅を喪失若しくは喪失するおそれのある離職者に対する住宅手当の給付</p>		
C分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(4,146,799) 12,428,994	(1,015) 26,007,195	(1,015) 26,007,195
分類	事項名	災害救助対策費	
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(3,304) 3,304	(571) 571	(571) 571
説明	<p>災害救助対策費 0 → 571 平成21年7月19日に美作市で発生した突風被害に対して、市が実施した住宅の応急修理、障害物の除去等の事業への補助を行うもの</p>		
E分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(5,363,515) 6,790,801	(571) 571	(571) 571
一般会計 の計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(81,162,334) 95,085,393	(1,586) 26,007,766	(1,586) 26,007,766
合計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(81,162,334) 95,428,976	(1,586) 26,007,766	(1,586) 26,007,766

()は一般財源

債務負担行為

(単位:千円)

事 項 名	災害・救急医療情報・医療機能情報提供システム			
期 間	限 度 額	左記の財源内訳		
		国 庫	その他	一 般
平成21年度から 平成27年度まで	300,983千円	80,262		220,721

岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例案要綱

担当課 保健福祉部施設指導課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置する。
制定理由	国が県に交付する社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により，社会福祉施設等の耐震化等を促進し，入所者等の安全・安心の確保を図るため，岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置する必要がある。
案と予算 措置との 関係	平成21年度9月補正予算案に計上予定
備 考	

岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置及び目的)

第一条 国が県に交付する社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、社会福祉施設等の耐震化等を促進し、入所者等の安全・安心の確保を図るため、岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として、県に交付される社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制定理由

国が県に交付する社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により、社会福祉施設等の耐震化等を促進し、入所者等の安全・安心の確保を図るため、岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置する必要がある。

岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例案要綱

担当課 保健福祉部施設指導課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県医療施設耐震化臨時特例基金を設置する。
制定理由	国が県に交付する医療施設耐震化臨時特例交付金により，大規模な地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を促進し，地震発生時において適切な医療提供体制の確保を図るため，岡山県医療施設耐震化臨時特例基金を設置する必要がある。
案と予算 措置との 関係	平成21年度9月補正予算案に計上予定
備 考	

岡山県医療施設耐震化臨時特例基金条例

(設置及び目的)

第一条 国が県に交付する医療施設耐震化臨時特例交付金により、大規模な地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を促進し、地震発生時において適切な医療提供体制の確保を図るため、岡山県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として、県に交付される医療施設耐震化臨時特例交付金を積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰替の方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制定理由

国が県に交付する医療施設耐震化臨時特例交付金により、大規模な地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震化を促進し、地震発生時において適切な医療提供体制の確保を図るため、岡山県医療施設耐震化臨時特例基金を設置する必要がある。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部施設指導課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>歯科技工士試験という用語を歯科技工士国家試験に，歯科技工士試験合格証明書という用語を歯科技工士国家試験合格証明書に改める。</p>
改正理由	<p>歯科技工士法の一部改正に伴い，規定の整備を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第百八号中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に、同条第百九号中「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

歯科技工士法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 百七略</p> <p>百八 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定による歯科技工士国家試験の実施 三万六千円</p> <p>百九 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第十条の規定による歯科技工士国家試験合格証明書の交付 三千元</p> <p>百十 百三十二略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 百七略</p> <p>百八 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定による歯科技工士試験の実施 三万六千円</p> <p>百九 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第十条の規定による歯科技工士試験合格証明書の交付 三千元</p> <p>百十 百三十二略</p>

岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部障害福祉課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金の目的に、福祉・介護人材の処遇の改善を図ることを加える。
改正理由	国の障害者自立支援対策臨時特例交付金制度の見直しにかんがみ、福祉・介護人材の処遇の改善を図るための事業を実施するため、岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金の目的を改める必要がある。
案と予算 措置との 関係	平成21年度9月補正予算案に計上予定
備 考	

岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「確保」の下に「及び処遇の改善」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

国の障害者自立支援対策臨時特例交付金制度の見直しにかんがみ、福祉・介護人材の処遇の改善を図るための事業を実施するため、岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金の目的を改める必要がある。

岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

新	旧
<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国が県に交付する障害者自立支援対策臨時特例交付金により、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の円滑な運用を図るための事業を実施し同法に基づく制度の円滑な運営を図るとともに、福祉・介護人材の確保及び処遇の改善を図るため、岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第一条 国が県に交付する障害者自立支援対策臨時特例交付金により、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の円滑な運用を図るための事業を実施し同法に基づく制度の円滑な運営を図るとともに、福祉・介護人材の確保を図るため、岡山県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

岡山県健康の森学園条例及び岡山県立特別支援学校設置条例の
一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部障害福祉課
教 育 委 員 会

項 目	記 載 欄
案の内容	1 岡山県立倉敷琴浦高等支援学校を倉敷市に設置する。 2 県立の特別支援学校の名称を次のように改める。 (1) 岡山県立岡山養護学校 → 岡山県立岡山支援学校 (2) 岡山県立岡山西養護学校 → 岡山県立岡山西支援学校 (3) 岡山県立岡山東養護学校 → 岡山県立岡山東支援学校 (4) 岡山県立岡山南養護学校 → 岡山県立岡山南支援学校 (5) 岡山県立西備養護学校 → 岡山県立西備支援学校 (6) 岡山県健康の森学園養護学校 → 岡山県健康の森学園支援学校 (7) 岡山県立東備養護学校 → 岡山県立東備支援学校 (8) 岡山県立早島養護学校 → 岡山県立早島支援学校 (9) 岡山県立誕生寺養護学校 → 岡山県立誕生寺支援学校 3 その他規定の整備を行う。
改正理由	特別支援学校における教育をより充実させるため、高等部の職業科単科制の岡山県立倉敷琴浦高等支援学校を設置するとともに、県立の特別支援学校の名称を改める等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	平成21年度当初予算に計上済み
備 考	

岡山県健康の森学園条例及び岡山県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

(岡山県健康の森学園条例の一部改正)

第一条 岡山県健康の森学園条例(平成二年岡山県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「に規定する」を「の規定により同項に規定する」に、「及び学校教育法」を「を、学校教育法」に、「第二条の規定による」を「第二条の規定により」に、「岡山県健康の森学園養護学校」を「岡山県健康の森学園支援学校」に改める。

(岡山県立特別支援学校設置条例の一部改正)

第二条 岡山県立特別支援学校設置条例(昭和四十五年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	
----------------	--

を

岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	
岡山県立倉敷琴浦高等支援学校	倉敷市

に改める。

第三条 岡山県立特別支援学校設置条例の一部を次のように改正する。

本則の表中「岡山県立岡山養護学校」を「岡山県立岡山支援学校」に、「岡山県立岡山西養護学校」を「岡山県立岡山西支援学校」に、「岡山県立岡山東養護学校」を「岡山県立岡山東支援学校」に、「岡山県立岡山南養護学校」を「岡山県立岡山南支援学校」に、「岡山県立西備養護学校」を「岡山県立西備支援学校」に、「岡山県立東備養護学校」を「岡山県立東備支援学校」に、「岡山県立早島養護学校」を「岡山県立早島支援学校」に、「岡山県立誕生寺養護学校」を「岡山県立誕生寺支援学校」に改める。

附 則

この条例中第二条の規定は平成二十一年十二月一日から、その他の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

改正理由

特別支援学校における教育をより充実させるため、高等部の職業科単科制の岡山県立倉敷琴浦高等支援学校を設置するとともに、県立の特別支援学校の名称を改める等所要の改正を行う必要がある。

岡山県健康の森学園条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>（目的及び設置） 第一条 1 略 2 学園に、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。別表において「法」という。）附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条第一項の規定により同項に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者授産施設（岡山県健康の森学園授産施設（以下「授産施設」という。））を、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により特別支援学校（岡山県健康の森学園支援学校）を置く。</p>	<p>（目的及び設置） 第一条 1 略 2 学園に、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。別表において「法」という。）附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条第一項に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者授産施設（岡山県健康の森学園授産施設（以下「授産施設」という。））及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定による特別支援学校（岡山県健康の森学園養護学校）を置く。</p>

岡山県立特別支援学校設置条例新旧対照表（第二条関係）

新		旧	
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により、特別支援学校を次のとおり設置する。</p>			
略	略	略	略
岡山県立倉敷琴浦高等支援学校	倉敷市	岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	岡山市
名	称	名	称
位	置	位	置
<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により、特別支援学校を次のとおり設置する。</p>			
略	略	略	略
岡山県立倉敷琴浦高等支援学校	倉敷市	岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	岡山市
名	称	名	称
位	置	位	置

岡山県立特別支援学校設置条例新旧対照表（第三条関係）

新

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により、特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
岡山県立岡山支援学校	岡山市
岡山県立岡山西支援学校	
岡山県立岡山東支援学校	
岡山県立岡山南支援学校	
略	
岡山県立西備支援学校	笠岡市
岡山県立東備支援学校	備前市
岡山県立早島支援学校	都窪郡早島町
岡山県立誕生寺支援学校	久米郡久米南町

旧

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条の規定により、特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	位置
岡山県立岡山養護学校	岡山市
岡山県立岡山西養護学校	
岡山県立岡山東養護学校	
岡山県立岡山南養護学校	
略	
岡山県立西備養護学校	笠岡市
岡山県立東備養護学校	備前市
岡山県立早島養護学校	都窪郡早島町
岡山県立誕生寺養護学校	久米郡久米南町

岡山県安心こども基金条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部子育て支援課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金を積み立てることとする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>国の子育て支援対策臨時特例交付金制度の見直し等にかんがみ、基金の積立てに関する規定を改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>平成21年度9月補正予算案に計上予定</p>
備 考	

岡山県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

岡山県安心子ども基金条例（平成二十一年岡山県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「県に交付される子育て支援対策臨時特例交付金を積み立てる」を「積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第六条において「予算」という。）の定めるところによる」に改める。

第四条第一項中「一般会計歳入歳出予算（次項及び第六条において「予算」という。）」を「予算」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金制度の見直し等にかんがみ、基金の積立てに関する規定を改める等所要の改正を行う必要がある。

岡山県安心こども基金条例新旧対照表

新	旧
<p>2 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第六条において「予算」という。)の定めるところによる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。</p>	<p>2 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として、県に交付される子育て支援対策臨時特例交付金を積み立てる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算(次項及び第六条において「予算」という。)の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。</p>

物品の取得について

物品を次のとおり取得するものとする。

- | | | |
|-----------|---|---------------|
| 1 取得する物品 | 抗インフルエンザウイルス薬 | 1,007,000カプセル |
| 2 契約の相手方 | 東京都北区浮間五丁目5番1号
中外製薬株式会社
営業本部長 中村 直隆 | |
| 3 取得予定価格 | 194,129,460円 | |
| 4 契約締結の時期 | 平成21年度中 | |
| 5 契約要領 | 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に準拠 | |

(参 考)

議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分は、予定価格7千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績 に関する評価結果について

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの平成20年度における業務の実績に関する評価結果について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第4項の規定により岡山県地方独立行政法人評価委員会から報告を受けたので、同条第5項の規定に基づき、報告する。

(参考)

地方独立行政法人法抜粋

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市北区鹿本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 平成19年度から平成23年度
- (6) 目的及び業務

ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

イ 業務

- (ア) 精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
- (イ) 精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
- (ウ) 精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
- (エ) 前各号に掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うこと。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

3 評価の対象

平成20年度における地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの中期計画（平成19年度から23年度）の進捗状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な

見直し及び改善を促すことを目的に、岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が業務の実績評価を行う。

(2) 評価委員会

委員名	氏名	役職	等
委員長	末長 範彦	岡山県経営者協会会長 岡山トヨベット(株)取締役社長	
委員	江尻 博子	(株)岡山スポーツ会館代表取締役社長	
委員	小川 洋	公認会計士	
専門委員 (病院関係)	中西 綾子	元岡山県看護協会専務理事	
専門委員 (病院関係)	日笠 完治	岡山県精神科病院協会理事 希望ヶ丘ホスピタル病院長	

(委員名順、50音順)

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

(2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

6 評価結果

(1) 総合的な評定

評価委員会は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「平成20年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安心・安全の医療をめざす」ことを理念とし、人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供、患者の社会参加への積極的支援、快適な治療環境の提供、精神科医療水準の向上、健全で透明性の高い病院運営に努めることとしている。

平成20年度は、法人化した平成19年度に引き続いて、機動的・戦略的な運営体制の確立のための基盤整備に努めるとともに、昨年度の評価結果によりさらなる努力が必要とされた評価項目についても、理事長のリーダーシップのもと改善が行われているものと認められる。

特に、病院機能評価認定の取得に向けた取組を通じて、病院内の課題を評価機関からの客観的な視点から整理・解決を行い、業務運営の改善・効率化を行うとともに、平成21年5月に認定取得に結びつけたことについて、積極的に評価するものである。

また、司法精神入院棟の運営、精神障害のある人への地域生活支援への積極的な取組や、訪問看護の充実など、岡山県内の精神科医療の中核病院としての役割を果たそうとする姿勢がうかがわれるものであり、高く評価するものである。

さらに、財務内容については、経常収支比率、営業収支比率、人件費比率いずれも前年度に引き続き改善するという具体的な形で現れており、岡山県精神科医療センターの優れた経営手腕が発揮されているものと認められ、高く評価するものである。

しかしながら、精神科医師不在地域への対応、災害対策への体制整備等、一定の改善は認められたものの、さらなる努力が必要とされるものや、ボランティア活動の推進、医療安全管理対策の推進等、目標の達成が出来なかったものも見受けられた。

最小項目別評価の結果をみると、76項目中、前年度と比較して評価が上がったものが29項目、逆に下がったものが2項目となっている。

以上全体として、岡山県精神科医療センターが法人化のメリットを活かし、平成19年度より着手した様々な改革を継続し、着実に実行に移している状況が十分見受けられたことから、平成20年度の業務の実績における中期計画の進捗は、順調と評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは、地方独立行政法人として公的な使命を有しており、引き続き、医療の質の向上と県内精神科医療の中核病院としての存在意義を十分に考慮した運営が行われることを望む。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

Ⅲ 県民に提供するサービスその他業務の質の向上

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

理事長のリーダーシップを活かした取り組みが行われており、着実に期待以上の成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数

53項目

② 特筆すべき項

- ・病院機能評価認定の取得に向けた業務全般の見直しを通じて、業務運営の改善・効率化が図られている。
- ・効果的な病床管理が行われ、病床利用率は93.7%と目標を上回り、県内の精神科医療の中核病院として機能している。
- ・児童思春期における精神疾患について、子どもの心の診療拠点病院整備事業を県から受託するなど、関係機関とのネットワーク構築に努めている。
- ・平成19年度に引き続き24時間の救急医療を実施し、中核病院として県内の多くの事案に対応した。
- ・ボランティア希望者が参加しやすいような受入体制の整備をすることが望まれる。
- ・医療安全管理対策を推進するための現状把握や分析に努める必要がある。

IV 業務運営の改善及び効率化

ア 評価

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

各部門ごとの意思決定と責任体制を明確にし、組織内の意思決定の迅速化を図るとともに、コスト意識の徹底を図るなど、適切かつ効果的な予算執行を引き続き推進し、効率的な業務運営に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

17項目

② 特筆すべき項目

- ・毎週開催している経営企画会議において、平成20年度からは四半期決算を踏まえた経営分析や施策の決定を行うこととし、また、その内容を各職員が共有できるようにし、機動的な運営を行う体制の構築に努めた。

V 財務内容の改善

ア 評価

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

經常収支比率などの経営管理指標の改善が図られ、財務内容の改善が認められた。

ウ 評価した項目

① 項目数

1項目

② 特筆すべき項目

- ・ 経常収支比率（経常収益／経常費用）が116.9%から125.1%へ、医業収支比率（医業収益／医業費用）が93.1%から108.0%へ、人件費比率（総人件費／医業収益）が72.8%から62.1%に改善した。

VI その他業務運営に関する重要事項

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

医療従事者の適正配置、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理制度の構築に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

5項目

② 特筆すべき項目

- ・ 人事評価制度の本格実施を行い、勤勉手当の勤勉率に結果を反映させた。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

- ・ 児童思春期における精神疾患については、児童福祉との連携強化が課題であることを踏まえて、平成20年度からは、子どもの心の診療拠点病院整備事業を県から受託するなどして、関係機関とのネットワーク構築への取組を行っている。
- ・ 訪問看護の充実のため、平成20年4月より地域生活支援室内に訪問看護部門を設置し、多職種を活かした訪問活動を行った。
- ・ 災害派遣に係る諸規定などの整備については、県外発生災害への派遣についての規定整備を行い、県内発生の場合に対応するための設備整備等についても検討を行った。
- ・ 資格取得のために長期的な研修を受講するための制度（研修休職）を創設した。

(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する報告等

該当無し

平成20年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター事業実績書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
岡山県精神科医療センター事業	<p>平成20年度は、法人化した平成19年度に引き続いて、機動的・戦略的な運営体制の確立のための基盤整備に努めるとともに、岡山県内の精神科医療の中核病院としての期待に応えるべく、積極的な取組を行った。また、病院機能評価認定の取得を通じ、業務運営の改善・効率化を行った。延べ外来患者数は57,709人(前年度比9.3%増)、延べ入院患者数は86,981人(前年度比8.2%増)、病床利用率(司法精神入院を除く)は93.7%(前年度比1.4%減)、休日夜間精神科救急の入院患者数は305人(県内の69.3%に対応)であり、県民に対し、専門的な医療を提供した。また、財務内容についても改善を図ることができた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・病院機能評価認定の取得に向けた業務全般の見直しを通じて、業務運営の改善・効率化を行った。 ・平成19年度に引き続き、24時間の精神科救急医療を実施し、岡山県精神科救急医療システムのの中核病院として、県内の精神科救急の多くの事案に対応した。 ・児童思春期に特有な精神疾患に効果的に治療が行えるよう、子どもの心の診療拠点病院整備事業を実施した。 2 業務運営の改善及び効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・各部門における責任体制を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、コスト意識の徹底を図るなど、適切かつ効果的な予算執行を引き続き推進し、効率的な業務運営に努めた。 3 財務内容の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率(経常収益/経常費用)が116.9%から125.1%へ、医療収支比率(医療収益/医療費用)が93.1%から108.0%へ、人件費比率(総人件費/医療収益)が72.8%から62.1%に改善した。 4 その他業務運営に関する重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ・良質で安全な医療の提供のため、業務に必要な専門職の配置に努めた。 ・職員の業務能力を的確に反映した人事管理制度を行うため、人事評価制度を本格実施した。 	2,631,258
合 計		2,631,258

平成20年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター一貸借対照表及び損益計算書

平成21年3月31日現在 (単位：円)

1 貸借対照表

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金額	科 目	金額
資産の部		負債の部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		見返負債	56,874,585
土地建物	1,403,825,688	地方債	6,520,986,834
構築物	5,682,991,755	当り債	4,490,924,506
構築物	132,956,136	ス債	22,157,116
器具	161,372,496	固定負債合計	7,090,943,041
器具	2,537,365		
運搬具	13,125,000	4 流動負債	
仮倒産資産	7,396,808,440	運営費負担金	301,178
有形固定資産合計		一年以内返済予定移行前地方債償還債務	187,484,661
(2) 無形固定資産		未払金	332,221,916
ソフトウェア	16,480,276	未払費用	14,747,616
トラス	45,000	未払消費税	11,206,123
無形固定資産合計	16,525,276	未払引当	559,800
(3) 投資その他資産		預引	16,690,944
長期前払費用	2,699,787	流動負債合計	77,161,088
長期前払性預敷	500,000,000	流動負債合計	640,373,326
長期前払性預敷	31,500	資本の部	
投資その他の資産合計	502,731,287	5 資本金	
固定資産合計	7,916,065,003	設立団体の出資金	1,202,336,883
		資本合計	1,202,336,883
2 流動資産		6 資本剰余金	
現金	1,600,971,964	資本剰余金	13,398,358
預収	412,722,682	資本剰余金合計	13,398,358
未収	8,264,994	7 利益剰余金	
未収	14,860,070	目的未処分利益	358,655,509
薬材	3,483,894	目的未処分利益	655,070,569
薬材	175,510	利益剰余金合計	1,013,726,078
蔵	2,338,774	資本合計	2,229,461,319
蔵	1,894,795		
前未流動資産合計	2,044,712,683	合計	9,960,777,686
流動資産合計	9,960,777,686	合計	9,960,777,686

2 損益計算書

自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日

(単位：円)

費用の部		収益の部	
科	目	金額	金額
営業費用		2,517,473,255	3,198,289,323
医業費用			2,556,900,643
給材	費	1,510,846,533	589,169,946
減価	費	121,073,385	3,600,613
研究	費	201,062,163	670,477
研修	費	523,927,633	8,434,950
一般管理費	費	11,447,716	39,512,694
給材	費	77,706,980	
減価	費	17,473,249	88,039,184
経理	費	53,935,596	70,747,000
営業外費用			2,500,000
財務費用			10,037,917
支払	利息	109,309,465	4,754,267
雑支	出	106,449,228	
		2,860,237	
臨時損失		4,475,218	
当期総利益		655,070,569	
合計	合計	3,286,328,507	3,286,328,507

平成21年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
岡山県精神科医療センター事業	<p>1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>(1) 地域生活支援体制の充実 地域生活支援室を中心に、患者の日常生活や治療上の支援を行う訪問看護を充実する。また、関係機関との連携を図り、在宅医療環境の整備・充実を図る。</p> <p>(2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院としての役割分担 県内の当番病院及び輪番病院のバックアップを行うとともに、岡山県精神科救急情報システム事業の受託実施により、岡山県精神科救急医療システムの中核的役割を担う。</p> <p>(3) 子ども心の診療拠点病院整備事業 県から受託している子ども心の診療拠点病院整備事業において、保健・医療・福祉・教育・司法等の各関係機関と連携して、子ども心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行う。</p> <p>2 業務運営の改善及び効率化</p> <p>(1) 弾力的な予算執行や業務委託の推進により、効果的・効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 引き続き未収金の解消に努める。</p> <p>3 財務内容の改善 業務運営の改善及び効率化により、財務内容の改善を図る。</p> <p>4 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 平成20年度から実施している入院棟改修工事を引き続き円滑に実施する。</p> <p>(2) 平成20年度から本格実施している人事評価システムについて、公正で客観的な評価を行うため、評価者の研修を行うなど、制度の充実を図る。</p>	2,825,965
合 計		2,825,965

平成21年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター収支予算書

(単位：千円)

支 出 部	出 部			入 部			
	科 目	算 額		科 目	算 額		
		予 21年度	20年度		増 △ 減	予 21年度	20年度
営業費用	2,368,090	2,389,393	△ 21,303	営業収益	2,794,925	2,698,192	96,733
医療費用	2,247,966	2,279,952	△ 31,986	医療収益	2,293,573	2,151,828	141,745
給料	1,480,028	1,571,561	△ 91,533	入院収益	1,954,848	1,831,962	122,886
材料	156,840	158,468	△ 1,628	外来収益	311,606	297,391	14,215
経費	589,732	528,630	61,102	その他	27,119	22,475	4,644
研究	21,366	21,293	73	医療収益	456,793	501,873	△ 45,080
研修	120,124	109,441	10,683	運賃	44,559	44,491	68
一般	84,187	75,494	8,693	その他	2,594	5,029	△ 2,435
管理	35,937	33,947	1,990	補助	41,965	39,462	2,503
費用	107,379	106,131	1,248	託收	71,389	76,270	△ 4,881
営業	347,496	129,230	218,266	営業	62,687	70,747	△ 8,060
外支	154,135	0	154,135	運賃	8,702	5,523	3,179
出	5,876	5,949	△ 73	その他	5,802	5,523	279
改築	187,485	123,281	64,204	財務	2,900	0	2,900
増産	3,000	3,500	△ 500	営業	282,062	85,160	196,902
償還				収入	127,927	85,160	42,767
その他の支出				資本	154,135	0	154,135
				補助	154,135	0	154,135
合計	2,825,965	2,628,254	197,711	合計	3,148,376	2,859,622	288,754

経営状況等の概況

団体の基本情報 (H21.4.1現在)	
名称	地方独立行政法人 岡山県精神医療センター 事務所の所在地 岡山市北区鹿田本町3番16号
代表者	理事長 中島 豊爾 設立年月日 平成19年4月1日
基本財産	1,202,337千円 うち県出資金 100%
役員	9人 うち職員 3月 決算時期
設立目的	精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行う。
主な事業	岡山県精神科医療センターの設置運営 ① 精神科及び神経科に関する医療を提供すること ② 精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと ③ 精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと

経営実績と財産の状況 (単位：千円)	H16	H17	H18	H19	H20	H21(予算)
	当期収入				2,846,964	3,286,329
うち県支出金 B				630,997	700,100	674,692
県支出金の割合 (B/A)				22.2%	21.3%	21.4%
当期支出				2,488,308	2,631,258	2,825,965
当期収支差額 (A-C)				358,656	655,071	322,411
総資産 D				9,505,358	9,960,778	
現金預金				1,490,616	1,600,972	
主な土地・建物・構築物				7,377,372	7,219,774	
総負債 E				7,930,967	7,731,316	
うち運営費負担金債務等				2,940	5,100	
正味財産 F=D-E				1,574,391	2,229,462	
うち出資財産 G				1,215,735	1,215,735	
内部留保等 (F-G)				358,656	1,013,727	
経営実績と財産の状況についての評価	岡山県精神科医療センターが、法人化のメリットを活かし、平成19年度より着手した様々な改革を継続し、着実に実行している状況が十分見受けられたことから、業務の実績における中期計画の進捗は順調と評価できる。					

役員職員の状況	H16	H17	H18	H19	H20	H21
	総数				9	9
役員				2	2	2
常勤				0	0	0
うち県派遣職員				7	7	7
非常勤				0	0	0
職員				190	230	242
常勤				162	190	197
うち県派遣職員				23	16	14
非常勤				28	40	45

岡山県からの支出の状況 (単位：千円)	H16	H17	H18	H19	H20	H21(予算)
	県支出金(再掲)				633,937	702,261
委託料				27,497	39,513	27,285
内 運営費負担金				606,440	662,748	647,407
訳						
その他						
長期貸付金(年産未償還)						
損失補償限度額						
損失補償契約に係る償済残高						
債務保証限度額						
債務保証契約に係る償済残高						

平成 21 年度 9 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算 協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(19,051) 19,051	()	()	(19,051) 19,051	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	(20,350) 37,000	()	()	(20,350) 37,000
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄 等	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(270) 153,897	() 894,633	() 894,633	(270) 1,048,530	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(1,943,681) 1,968,840	()	()	(1,943,681) 1,968,840
		運 営 費	(1,058,602) 1,137,510	()	()	(1,058,602) 1,137,510
	E 単県行政施策費	(1,859,352) 2,944,115	(2,917) 476,349	(2,917) 476,349	(1,862,269) 3,420,464	
	一 般 会 計 の 計	(4,901,306) 6,260,413	(2,917) 1,370,982	(2,917) 1,370,982	(4,904,223) 7,631,395	
	特別会計の計					
合 計		(4,901,306) 6,260,413	(2,917) 1,370,982	(2,917) 1,370,982	(4,904,223) 7,631,395	
企業会計の計						

()は一般財源

分類	事項名	岡山県消費者行政活性化基金積立金		
C	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0) 0	(0) 87,147	(0) 87,147	
説明	1) 岡山県消費者行政活性化基金積立金 0 → 87,147 地方消費者行政の一層の充実を図るため、国から交付される地方消費者行政活性化交付金を「岡山県消費者行政活性化基金」に積み増しするもの			
分類	事項名	岡山県環境保全基金積立金		
C	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0) 0	(0) 807,486	(0) 807,486	
説明	1) 岡山県環境保全基金積立金 0 → 807,486 地球温暖化対策や廃棄物の適正な処理を推進するため、国から交付される地域環境保全対策費等補助金を「岡山県環境保全基金」に積み増しするもの			
C分類計	既定予算額 (270) 153,897	補正予算協議額 (0) 894,633	補正予算額 (0) 894,633	

()は一般財源

分類	事項名	芸術文化活動費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(38,194)	(2,917)	(2,917)	
	49,052	2,917	2,917	
説明	1) 岡山県「内田百閒文学賞」 0 → 2,917 岡山にゆかりのある文学作品を募集し、文芸創作活動を奨励することにより、文化の振興を図るとともに、岡山の良さを全国に発信するもの ・平成21年度 作品募集 ・平成22年度 審査、表彰			
分類	事項名	消費者行政活性化事業費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0)	(0)	(0)	
	80,695	27,597	27,597	
説明	1) 県消費者行政活性化事業費 42,310 → 43,424 県消費生活相談員の増員に要する経費 2) 市町村消費者行政活性化事業費 36,726 → 63,209 市町村が実施する消費生活相談窓口の機能強化等に必要な経費補助 財源: 1), 2) とも 岡山県消費者行政活性化基金(国の地方消費者行政活性化交付金)			
分類	事項名	地球環境保全推進事業費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(7,404)	(0)	(0)	
	18,526	87,083	87,083	
説明	1) 市町村地域環境保全対策費等補助金 0 → 87,083 市町村が実施する公共施設への太陽光発電等の設置に必要な経費補助 財源:岡山県環境保全基金(国の地域環境保全対策費等補助金)			

()は一般財源

分類	事項名	産業廃棄物処理施設等建設促進費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0) 247,497	(0) 38,000	(0) 38,000	
説明	<p>1) 微量ポリ塩化ビフェニル混入機器把握推進費</p> <p style="text-align: right;">0 → 38,000</p> <p>微量のポリ塩化ビフェニルが混入している恐れのあるトランス等の存在状況の把握、分析費用の補助に要する経費 財源: 岡山県環境保全基金(国の地域環境保全対策費等補助金)</p>			
分類	事項名	地域活性化・経済危機対策事業費		
E	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0) 349,366	(0) 320,752	(0) 320,752	
説明	<p>1) 晴れの国おかやま太陽光導入補助事業費</p> <p style="text-align: right;">253,776 → 535,528</p> <p>国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した、住宅用太陽光発電導入促進のための補助に要する経費 ・補助単価 3万5千円/kW (上限14万円)</p> <p>2) 生活交通路線車両購入費補助事業費</p> <p style="text-align: right;">0 → 39,000</p> <p>地域社会における移動手段の確保を図るため、低床型バス車両購入の補助に要する経費</p>			
E分類計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(1,859,352) 2,944,115	(2,917) 476,349	(2,917) 476,349	
一般会計の計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(4,901,306) 6,260,413	(2,917) 1,370,982	(2,917) 1,370,982	

()は一般財源

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例案要綱

担当課 生活環境部県民生活課ほか5課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質表示に係る指示の公表に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質表示に係る指示の公表に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項イ中「第四十条」を「第四十条第一項及び第三項」に改め、同表の六十五の項イ中「指示」の下に「並びに当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表」を加え、同表の六十八の項中「及び次項」を削り、同項ハ中「第八十三条」を「第五十条」に、「及びロ」を「ロ、ニ及びホ」に、「許可」を「許可並びにヌに規定する許可の取消し等」に改め、同ハを同項リとし、同リの次に次のように加える。

- ヌ 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し等（ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。）
- ル 法附則第二項第一号及び第三号の規定による農林水産大臣との協議（ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。）

別表第一の六十八の項ホ中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に、「及びロ」を「ロ、ニ及びホ」に、「許可」を「許可並びにヌに規定する許可の取消し等」に改め、同ホを同項チとし、同項ニ中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「及びロ」を「ロ、ニ及びホ」に、「許可」を「許可並びにヌに規定する許可の取消し等」に改め、同ニを同項トとし、同項ハ中「第二十条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同ハを同項ヘとし、同項ロ中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同ロを同項ホとし、同項イの次に次のように加える。

- ロ 法第四条第一項の規定による農地を農地以外のものにすることの許可
- ハ 法第四条第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- ニ 法第五条第一項の規定による農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための所有権の移転等の許可

別表第一中六十九の項を削り、七十の項を六十九の項とし、七十一の項から九十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中別表第一の六十五の項の改正規定は公布の日から、同表の十四の項の改正規定は平成二十一年十二月一日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

改正理由

地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質に関する表示に係る指示の公表に関する事務を岡山市及び倉敷市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。

六十九〜九十一略

ロ 法第四条第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

ハ 法第五条第一項の規定による農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための所有権の移転等の許可

ニ 法第八十二条第一項の規定による立入調査等（イ及びハに規定する許可並びにトに規定する許可の取消し等に係るものに限る。）

ホ 法第八十二条第三項の規定による通知及び公示（イ及びハに規定する許可並びにトに規定する許可の取消し等に係るものに限る。）

ヘ 法第八十三条の規定による報告の徴取（イ及びハに規定する許可並びにトに規定する許可の取消し等に係るものに限る。）

ト 法第八十三条の二の規定による許可の取消し等（イ及びハに規定する許可に係るものに限る。）

チ 法附則第二項の規定による農林水産大臣との協議（イ及びハに規定する許可に係るものに限る。）

七十〜九十二略

	<p>この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定による農地を農地以外のものにするこの許可</p> <p>ハ 法第四条第三項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</p> <p>ニ 法第五条第一項の規定による農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするための所有権の移転等の許可</p> <p>ホ 法第十八条第一項の規定による農地及び採草放牧地の賃貸借の解除等の許可</p> <p>ヘ 法第十八条第三項の規定による意見の聴取</p> <p>ト 法第四十九条第一項の規定による立入調査等（イ、ロ、ニ及びホに規定する許可並びに又規定する許可の取消し等に係るものに限る。）</p> <p>チ 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示（イ、ロ、ニ及びホに規定する許可並びに又規定する許可の取消し等に係るものに限る。）</p> <p>リ 法第五十条の規定による報告の徴取（イ、ロ、ニ及びホに規定する許可並びに又規定する許可の取消し等に係るものに限る。）</p> <p>ヌ 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し等（ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ル 法附則第二項第一号及び第三号の規定による農林水産大臣との協議（ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。）</p>
	村

<p>六十九 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四条第一項の規定による農地を農地以外のものにするこの許可</p>	<p>この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 法第二十条第一項の規定による農地及び採草放牧地の賃貸借の解除等の許可</p> <p>ハ 法第二十条第三項の規定による意見の聴取</p> <p>ニ 法第八十二条第一項の規定による立入調査等（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第八十二条第三項の規定による通知及び公示（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第八十三条の規定による報告の徴取（イ及びロに規定する許可に係るものに限る。）</p>
各市町	村

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

新		旧	
別表第一（第二条関係）			
事	務	事	務
一〇十三略		一〇十三略	
十四 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四十条第一項及び第三項の規定による報告の徴収	岡山市 倉敷市	十四 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第四十条の規定による報告の徴収	岡山市 倉敷市
十五〇六十四略		十五〇六十四略	
六十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（飲食料品の品質に関する表示に係るものに限る。） イ 法第十九条の十四第一項及び第二項の規定による指示並びに当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表	岡山市 倉敷市	六十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（飲食料品の品質に関する表示に係るものに限る。） イ 法第十九条の十四第一項及び第二項の規定による指示	岡山市 倉敷市
六十六・六十七略		六十六・六十七略	
六十八 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下	各市町	六十八 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下	各市町

岡山県生活環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 生活環境部環境管理課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>土壌汚染対策法の一部を改正する法律に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める。</p> <p>1 件につき 2 4 3 , 0 0 0 円</p>
改正理由	<p>土壌汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の許可の制度が導入されることに伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

岡山県生活環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県生活環境関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五十二 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第二条第二項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 二十四万三千元

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

改正理由

土壤汚染対策法の一部改正により、汚染土壌処理業の許可の制度が導入されることに伴い、当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める必要がある。

岡山県生活環境関係手数料徴収条例新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の徴収) 第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。 一 五十一略 五十二 土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査 二十四万三千円</p>	<p>(手数料の徴収) 第二条 知事は、次の各号に掲げる事務について、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。 一 五十一略</p>